

要配慮者利用施設 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

要配慮者利用施設の避難確保計画等について（依頼）

標記の件につきまして、令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害計画区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の策定と、避難訓練を原則として年1回以上実施し、所管の市町村長に対し、訓練結果を報告することが義務化されています。つきましては、下記のとおり令和5年度の状況を報告されますようお願いいたします。

記

1. 報告基準日：令和5年10月1日
2. 報告内容
 - 現時点での計画の作成及び提出状況
 - 令和5年度の訓練の実施及び福岡市への報告の状況
3. 施設が浸水想定区域、災害警戒区域内にあるかの確認
 - 福岡市ホームページの検索欄に「福岡市地域防災計画」と入力し検索、「福岡市地域防災計画」のページにあるPDFファイル「資料編 PⅢ58～103で施設が浸水想定区域、災害警戒区域にあるか確認の上、状況を報告してください。」
 - ※浸水想定区域、災害警戒区域にない場合も、その旨回答してください。
4. 確認報告の方法
 - 次の方法で、10月31日（火）までに報告してください。一つの法人が複数の施設・事業所を運営している場合であっても、施設・事業所ごとに報告が必要です。

○福岡市電子申請システム（グラファァー）での報告
福岡市ホームページからのリンク又は二次元コードから、福岡市電子申請システムにアクセスし、次の手順に沿って手続きを進めてください。

- ① 申請画面で Graffer アカウントにログイン
(アカウントがない場合、アカウント作成
登録メールアドレスで受信したリンクにアクセス
再度申請画面でログイン)
- ② 回答を入力
- ③ 「この内容で申請する」をクリック
- ④ 「申請が完了しました」の画面が出たら報告完了



※スマートフォンからも手続き可能です。不明な点がある場合は、よくある質問をご覧ください、どうしても電子申請システムを利用できない場合はお問い合わせください。

○ホームページ掲載箇所
福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 >
高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ >
要配慮者利用施設の避難確保計画等について

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
【施設指導係】 shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp
【在宅指導係】 kyotaku@city.fukuoka.lg.jp